

鳥取県告示第644号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、物件の放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び西部総合事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放置等禁止区域及び放置等禁止物件

港湾名	放置等禁止区域	放置等禁止物件
米子港	昭和28年鳥取県告示第53号（港湾区域の設定について）に定める米子港の港湾区域	船舶、土石、いかだ、竹木、車両及び工作物

2 指定の適用日 平成24年10月1日